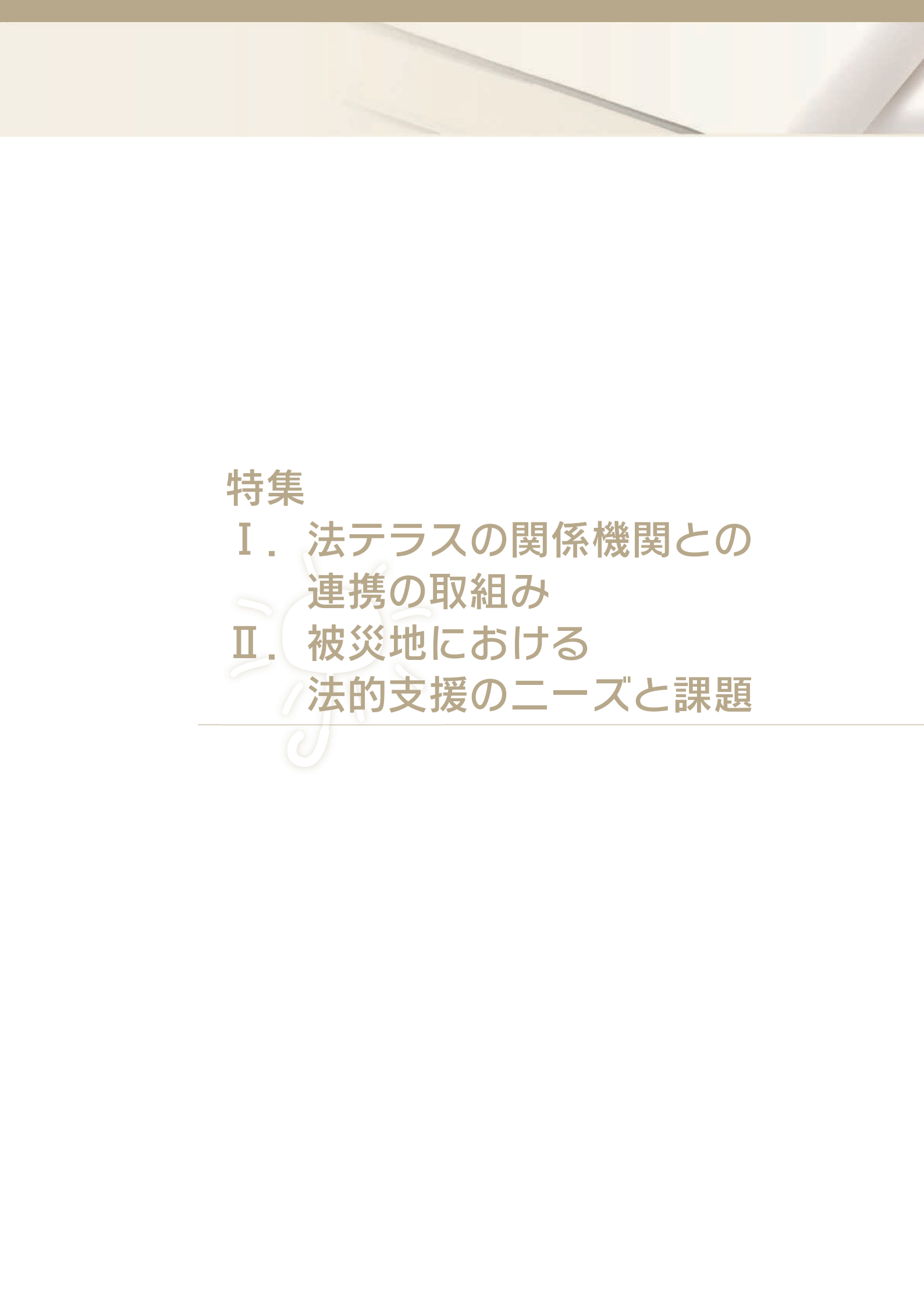




特集

I. 法テラスの関係機関との
連携の取組み

II. 被災地における
法的支援のニーズと課題

特集Ⅰ 法テラスの関係機関との連携の取組み

総合法律支援法では、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指す」ため、法テラスの業務として、地方自治体をはじめとする関係機関との連携の確保・強化を、同法第30条第1項第6号によって規定しています。

法テラスにとって関係機関とは、人々が法テラスの制度やサービスを知る経路のひとつであり、全国に法的支援を広げる取り組みのパートナーです。法テラスの行った被災地ニーズ調査においても、人々の潜在的なニーズを顕在化させ解決に導

いていくには、関係機関との連携が最も重要であることが明らかになっています。

今回の特集では、法務省、自治体、研究者等をまじえた座談会を開催し、法テラスの連携業務の現状と課題、今後の法テラスへの期待について語っていただきました。

あわせて、法テラスが関係機関との連携をどのように進め成果を上げているのか、法テラス地方事務所、法律事務所の取組み事例をとおして紹介します。





座談会

さまざまな関係機関とつながり、
法的支援の充実をめざす

出席者（敬称略。役職は当時のもの）

松本 麗（法務省大臣官房司法法制部参事官）
永由 義広（新宿区高齢者福祉課課長補佐）
川副 正敏（法テラス福岡所長）
織田 貴子（法テラス愛知事務局長）

村山 勇輔（法テラス東京法律事務所スタッフ弁護士）
吉岡すずか（桐蔭横浜大学大学院法務研究科客員教授）

司 会

相原 佳子（法テラス本部事務局長）

於 平成26年8月25日 法テラス本部会議室

ネットワークの要としての 法テラス、その連携業 務の現状

○**司会**（相原事務局長） 司会を務めます本部事務局長の相原です。本日は関係機関との連携について多方面からのお話をう

かがいます。最初に、簡単な自己紹介と法テラスとの関わり、特に連携業務との関わりをお話してください。

○**松本参事官** 法務省大臣官房司法法制部参事官の松本です。平成19年7月から約2年9か

月間、法テラスに出向し、常勤弁護士総合企画課長を務めました。今回の議論の前提となる考え方を承知していますので、最初にそれを少し紹介しましょう。

法テラスは「司法ネット構想」から生み出されました。これは、

人々の司法システムの利用を妨げている各種のアクセス障害を解決する中心的な機関として法テラスを創設し、全国どこでも紛争解決に資する情報やサービスを受けることができるような社会にしようというものです。そして、法テラスだけの力では限界があるところは、弁護士会や地方公共団体などの関係機関と連携協力を図り、ネットワークを作ることでこれを実現しようというものでした。現在のことをお話ししますと、法務省でも、たとえば法テラスの第3期（平成26～29年度）中期目標で、関係機関との連携強化や司法ソーシャルワークの実践を課題として挙げていますし、関係省庁連絡会議という連携の基礎となる中央レベルの会議を主催しています。

○**川副所長** 平成23年から法テラス福岡の所長をしています。福岡における連携の現状を報告します。

まず、地方協議会の持ち方について。毎回テーマを決めて分科会を作り、そこで福祉、行政、警察、司法などの各々の立場から問題点と解決の道筋を検討し、この結果を全体会で基調報告やパネルディスカッションなどの方法で反映する方式をとっています。

次に、日常的な関係機関との連携として3つの活動を紹介します。第一は、「ふくおかリーガルエイドプログラム」です。

これは、福岡市の各福祉事務所と連携し、生活保護受給者の方たちのための巡回法律相談を行うものです。ケースワーカーが法的支援の必要があると判断した場合に、利用者を福祉事務所などに案内し、ケースワーカーも同席して弁護士の相談を受けます。相談者には情報開示の同意書を出していただき、相談内容に関する情報を共有します。そのことが以後のスムーズな法的支援や就労・生活支援などに役立っています。

二つめは、地域包括支援センターとの連携による高齢者・障がい者に対する出張法律相談です。これは、自分から法テラスにアクセスするのが困難な高齢者・障がい者に代わって、まず地域包括や介護事業所などの専門職員が法テラスに連絡し、法テラスの職員がその内容を取次票にまとめ、弁護士に回付します。担当弁護士は折り返し専門職員に電話で事情を確認して、一般的な解決方法を提示します。このシステムを「弁護士ナビ」と称しています。その結果、

必要と判断すれば弁護士が本人のところに出向いて出張相談を行い、その際専門職員にも同行いただくようにしています。

三つめは、福岡保護観察所との連携です。保護観察中の人を対象とするもので、保護司や保護観察所職員が相談内容を整理したうえで予約をし、弁護士が保護観察所で法律相談を実施する仕組みです。この支援の中には、被害弁償の申し出や折衝も含んでいます。

○**織田事務局長** 法テラスには設立当初から在籍しており、法テラス岐阜事務局長を経て、現在愛知で事務局長をしています。

岐阜の経験からお話しします。岐阜では関係機関の職員でも弁護士には会ったこともないという人がいらっしゃる地域もありましたので、まずスタッフ弁護士とともに出向いて、関係機関の研修の機会にそもそも法テラスとは何なのか、スタッフ弁護士の役割は何かといった業務説明をきめ細かく実施しました。そうすると、支援が必要な具体的な事例相談が自然と出て

■ 松本 麗

法務省大臣官房司法法制部参事官



きて、そこから弁護士、関係機関の担当者、ご本人といった連携が少しずつできていきました。地方協議会においてもこれを広げる形で弁護士の少ない地域に出かけて行って行うといったスタイルをとっていました。

ほかに、岐阜県では平成24年度から2年にわたって「岐阜法教育プロジェクト」が実施されました。学校現場での「法教育」を1年間、2年間といったスパンで長期的、計画的に行うものでした。法教育に法テラスがどう関わるかは悩ましいところがありますが、スタッフ弁護士がエリアを絞って出張授業から始めよう取り組みました。

愛知では、昨年度前任の事務局長が中心となって関係機関との連携を通じて司法ソーシャルワークをやろうと、愛知のほとんどの市町村26市1町を回り業務説明を行いました。弁護士会や司法書士会の高齢者・障害者支援のチームと一緒に説明会を行い、名古屋や岡崎などの大きな街では地方協議会において分科会に近いグループディス

カッションも行っています。現在はそこから進んで、出張相談のルールを作り、実施に着手したところです。岐阜と比べ愛知は人口規模が大きく、スタッフ弁護士だけでカバーするのは無理なので、弁護士会や司法書士会をまきこんだシステムづくりが大事だと考えています。

○**村山スタッフ弁護士** 現在は法テラス東京法律事務所に所属しています。その前の3年間は法テラス埼玉法律事務所にいきました。

まず、埼玉では、各地の福祉事務所に出張して定期的に、あるいは不定期に法律相談会を実施する活動に関わっていました。これは、生活保護担当のケースワーカーが生活保護受給者に法テラスを案内してもなかなか相談場所には足を運んでももらえなかったところを、「それなら福祉事務所で出張相談会をやれば良いのでは」と考えたのが始まりだったと思います。いまは法テラス地方事務所が福祉事務所を相談場所に指定し、埼玉弁護士会の貧困問題対策本部に相

談担当弁護士を派遣していただき、スタッフ弁護士は福祉事務所・弁護士会・法テラス地方事務所の連絡窓口として企画や調整をする、という役割分担ができています。

次に、東京での活動ですが、主にふたつの取組みがあります。ひとつは、「ホットライン」と呼んでいて、関係機関への電話による情報提供の仕組みです。生活保護担当ケースワーカー、地域包括支援センターの職員、病院等に勤務する精神保健福祉士などから来る電話での問い合わせに、法テラス東京のスタッフ弁護士が日替わりで対応しています。対応方法としては、情報提供だけで終わる場合もありますし、必要に応じて弁護士会をご案内したり、出張相談をしたり、それを経て民事法律扶助を利用して受任する場合があります。

もうひとつは、地域包括支援センターとの協働です。永由さんの報告と重なると思いますが、新宿区の各地域包括支援センターを週1回ペースで巡回し、1回4時間程度、センターに滞在し、高齢者の抱える法的問題について、打合せやケース会議に同席したり、訪問に同行するなどしています。ここでも必要に応じて弁護士会をご案内するケースや、民事法律扶助を利用して受任となるものがあります。

○**永由課長補佐** 新宿区高齢者



■ 永由 義広
新宿区高齢者福祉課課長補佐

福祉課で課長補佐を務めています。私ども高齢者総合相談センターでは、介護予防、ケアマネジメント支援、権利擁護、総合相談の4つの業務を柱としています。新宿区では平成22年度から当センターの職員を倍増し機能強化を図りました。現在の課題は、機能強化した職員の資質を高めることと、9か所の高齢者総合相談センターの標準化を図ることです。特に、新宿区はひとり暮らしの高齢者が多く、しかも複雑な福祉的課題を抱えていることが多いのです。そのような時に法テラスからお話しがあったので、平成25年9月から試行的に弁護士を派遣してもらい、訪問相談・会議・打ち合わせなどに関わってもらいました。その結果、当方の福祉的支援と弁護士による法的支援の両側面からの迅速かつ一体的な対応、いわゆるワンストップ機能によるいくつかの具体的な成果もあげることができました。4月（平成26年）からは新宿区と法テラスが正式に協定を結び、本格実施しています。

○**司会** 私から法テラス本部における関係機関との連携の取組みを簡単に紹介します。本部では、中央官庁特に厚労省との連携に力を注いでいます。厚労省は地域包括支援センターなどを所管していますが、厚労省の担当者レベルでも法テラスのことをよくご存じないというのが実態です。そこでこの間、数回に

わたって老健局や社会・援護局が行っているケースワーカーや就労支援員などを対象とした全国規模のセミナーに、スタッフ弁護士などが出向いて業務説明や事例紹介をするという活動を行っています。

次に、先ほども報告された地方協議会ですが、これは関係機関との連携の重要な取組みのひとつです。全国各地で事務所の規模や地域の実情に対応しているいろいろと工夫し、実施しています。その中には、エリアを区切り、複数回にわたって関係機関の直接の担当者が集まって行うということも出てきています。本部では、各地の活動を集約しアーカイブの形でとりまとめ、全国の先駆的な事例が共有できるようにしています。

関係機関に飛び込んで行ってはじめて有機的につながる

○**司会** ここで、これまでの関係機関との連携の現状などについて吉岡先生と松本参事官からコメントをいただけますでしょ

うか。

○**吉岡教授** 桐蔭横浜大学の吉岡です。専門は法社会学です。法テラスについては、地域社会における法的サービスの需要と供給構造などといったことを、フィールドワークを中心に研究を進めてまいりました。何点かお話ししたいと思います。

第一は、司法ネット構想の意義は、法的サービスの提供をネットワークの構築を通じて行うという考えを含んでいたことです。司法ネットという言葉は、その後、総合法律支援という言葉に変わりましたが、基本的なコンセプトには変わりはないと考えています。

第二は、法テラスにおける連携業務の意義についてです。法的支援は最終的には裁判所に代表される公的法システムによって供給されるものですが、トラブルに直面した人にとっては、弁護士、司法書士などの法的サービスが重要であったり、地域社会によって提供される専門的、非専門的、民間、非営利といったさまざまなサービスもま

■ 川副 正敏
法テラス福岡所長



た重要になったりするものです。わが国では、行政による法的支援が充実しているといわれています。このような状況下で、総合法律支援法で情報提供業務と連携の確保・強化業務が定められ、これまで各機関が縦割りに行っていたもののネットワーク化が法律上でも定められた意義は大きいと思います。

第三は、法テラスの関係機関との連携の特徴についてです。ひとつは、スタッフ弁護士による連携です。設立当初の先駆的で限られた地域での実践から次第に全国各地で、地域の状況であるとか、スタッフ弁護士個人の資質や問題意識に応じて、さまざまなパターンで非常に活発に実践が積み重ねられてきています。新宿の例もそのひとつですが、高く評価できるものです。他方、福岡や愛知などの例が報告されましたが、地方事務所による連携活動も顕著な進展が見られます。スタッフ弁護士による連携は個人の資質などに依存する側面がありますが、地方事務所による連携は組織としてこ

れを克服しうる部分があります。このような地方事務所における連携は、いくつかの利点があります。ひとつめはスケールメリットです。スタッフ弁護士個人が行うものと比較するとよりダイナミックな活動形態がとれます。組織間の連携という側面でもスムーズに行く場合が多いです。法テラスの認知度の向上という意味でもメリットがあることがうかがわれます。二つめは、人的依存が緩和されることです。法テラス高知では、キーパーソンが異動した後も、分科会スキーム（30ページ：事例3参照）が機能しています。キーパーソンの異動をどう克服するかは大きな課題ですが、地方事務所とスタッフ弁護士が共同で行う連携は、その克服の可能性に大きな示唆を与えていると思います。三つめは、地方事務所が行う連携は、連携の維持、再生産の促進が図られやすい特徴があります。これを可能にしているのは事務局のサポートが見込めることにあります。連携には、事務連絡、広報など多様な

活動が必要ですが、これらを事務局が担うことでスタッフ弁護士との適切な役割分担も可能になります。

○**松本** みなさんの報告をうかがい、法テラスの事務局職員やスタッフ弁護士が、実際に関係機関に飛び込んで行ってはじめて有機的につながっていく、連携が連携を呼ぶという様子がわかりました。法テラスがつなぐことで、法テラスと関係のなかった弁護士、司法書士までもが、「そういうところにニーズがあるのか」と気づく、また、福祉機関やさまざまな方とつながっていく。法テラスがお声をかけることで、連携がどんどん広がって、総合法律支援法が求める「全国あまねく法の光を」という目標に向けて徐々に進んでいるのだと感じます。日本の司法も捨てたものではないという実感を強く持ちました。

これまでの積み重ねから 見えてきた問題点と課題

○**司会** 連携を進めるうえでの問題点、課題についてお話いただけます。

○**川副** 3点申し上げます。まず関係機関との連携の進め方についてです。ご紹介した連携事業の特徴は、受任率が一般法律相談の25%に対して、倍の約50%と高いことです。福祉関係の専門職員の方々が、本人の抱えている問題に気づき、整理して法テラスに持ち込み、弁護



■ 織田 貴子
法テラス愛知事務局長

士などと情報共有したうえで、支援を進めていますから、お互いに事件解決の道筋がよくわかる。そのことがこのような高い受任率になっていると思います。ただ、福祉関係者は本人を自立させるため情報共有にとっても積極的ですが、法律家は守秘義務を優先せざるを得ません。これは難しい問題ですが、本人の利益、主体性を最優先しつつも、情報を共有するというのは不可欠だと思っています。そして、このような微妙な問題を含めて共通認識を確保するには、関係機関ときちんとした信頼関係を構築し、維持することが重要です。福岡では、ケースワーカーの研修会、地域包括支援センターとの意見交換などに、スタッフ弁護士や職員だけでなく、主担当の副所長を決めて、執行部が分担して参加するようにしています。

次に担い手の確保です。福岡では、この間試行ないし市場調査・マーケティングとして、法テラスの執行部やスタッフ弁護士などが中心になって実践を積み重ねてきました。その結果、今後大きく需要が伸びる可能性があることが確認できました。そこで、広く一般契約弁護士等の参加により事業を拡大することにし、弁護士会に働きかけました。会員の一部に法テラスへの警戒感があったりして難航し、約3年かかりましたが、この度、弁護士会から協力弁護

士名簿を提出してもらえることになりました。

最後にワンストップ体制の確立についてです。関係機関から持ち込まれる案件が資力要件を満たさないケースでも、弁護士会や司法書士会などが実施している各種法的援助事業の相談、受任に直接スムーズにつなぐ方策が必要です。外線転送の拡大や先ほどの「弁護士ナビ」のようなシステムを相互につくることがとても重要で、これは関係機関の方からも強く求められています。

○織田 愛知では、弁護士会の高齢者委員会と協議して進めています。特に出張法律相談は法テラスでも受け皿になりますが、弁護士会も高齢者を対象としている出張法律相談をやっているの、そちらと連携して相談を実施し、代理が必要な案件になる場合には持ち込んでもらうといった流れがだんだんできています。弁護士会などからは、報酬が低いとか、追加支出の範囲が狭いとか、いろいろなご意見をいただいています。ただ、

制度設計はそんなに簡単には変わらないので、現実に運用するところでどうするかの手すりあわせを毎日のようにやっているのが現実です。

○村山 現場で感じる課題として、一つは、当事者、親族、関係機関の利害が対立する、あるいは対立しそうな場合にどう対処するか、というのがあります。当事者と親族との対立なら、当事者を擁護する立場から外れないでいることは比較的やりやすいと感じますが、当事者と関係機関とが対立する場合もあります。この場合も、スタッフ弁護士は基本的に当事者を擁護する立場から外れないでいたいのですが、そうすることが連携関係を構築・維持していくうえで障害となりはしないかと感じることもあるのです。東京のように弁護士の多い地域であれば、関係機関との連携を担う弁護士と関係機関を相手方とする当事者の権利擁護を担う弁護士とを分ける、つまり役割分担することも可能かもしれませんが、こういった役割分担が困難な地域も

■村山 勇輔

法テラス東京法律事務所
スタッフ弁護士



あろうかと思います。もう一つ、課題というか、自分自身が気をつけなければと感じていることなのですが、関係機関との連携が当事者を支援していくうえでたいへん有効である反面、連携ばかりに目が行ってしまい、当事者の意思やプライバシーが見落とされていないかと考えることがあります。たとえば、客観的に見て不利益なことを当事者自身が希望していて、関係機関がそれに反対しているときに、その当事者の希望にまったく耳を貸さなくてよいのだろうか、と悩んだりします。

○永由 村山先生の提起された問題でいうと、私どもとしては、仮に法律問題が解決したからといって、その人がその後幸福に暮らせるのかということが課題として残り、そこに福祉の視点が必要ではないかということがあります。たとえば、息子による年金搾取のようなケースで成年後見人を付けたとしても、その後の親子関係はどうしたら良いのか、息子も高齢の場合はどうかなど、法的解決とは別にその

親子の生活、生き方を私どもとしては考えざるを得ないのです。

○司会 お話しいただいた課題、問題点について、吉岡先生、松本参事官はどのように受け止められましたか。

○吉岡 最も印象に残ったのは、「ふくおかリーガルエイドプログラム」の受任率が一般に比べ2倍になっていることです。これは、ケースワーカーが持っている機能とそこに接続する効果をうまく生かしたプログラムであることを示していて、地方事務所の連携活動のスキームとして今後も注目していきたいと思います。また、担い手の確保の点も重要です。弁護士会との関係が非常に難しいのは承知しておりますが、織田さんもおっしゃいましたが、ていねいに積み上げていかれたらよいと思います。

村山先生から司法と福祉の理論的な支援のスタイルの違いについての論点が提起されましたが、これは今後法テラスが「司法ソーシャルワーク」を進めるうえで組織としてしっかりと検

討される必要があるでしょう。難しい問題だとは思いますが、むしろこの8年間で相当の実績を残したからこそこのような問題についても検討すべき段階にきているといえるのかと思います。

○松本 みなさんがおっしゃった課題というのは、連携が本格化してくると、具体的な経験の中から課題が浮かび上がり、それをクリアすると次の課題がみえてくるということなのだろうと思います。

村山先生がおっしゃった連携の中での利益相反の問題は、法律家、法テラス職員、福祉の方それぞれなりのけじめの一線というものがあるはずで、今は連携が始まったばかりなのでその一線がどこなのかを探っている段階なのだと思います。これは経験や実績を積み重ねていく中で時間が解決してくれるというところもあるのではないのでしょうか。

また、法テラスのやろうとしていることが、実は弁護士会や司法書士会がやってきたことと重なっていて、当初はかけ離れているようにみえても、いろいろとすり合せをすると実際はずれておらず、織田さんが言われていたように、棲み分け、役割分担ができますねということになる、実務の中で解決策が見つかるということもあるかと思います。



■吉岡 すずか
桐蔭横浜大学大学院
法務研究科客員教授

今後の取組みと法テラスへの期待

○司会 法テラスへの期待、今後の取組みについてお話しください。

○川副 超高齢社会、格差社会の深まりの中で、高齢者、障がい者、生活困窮者などに対する法的支援を充実するためには、司法が福祉などの機関と連携、協働することがわが国のリーガルエイドの中核として位置づけられるべきです。そのような観点から法テラス本部には次のことをお願いします。

ひとつめは、日弁連、日司連との間でこのようなリーガルエイドのあり方について共通認識を確立し、単位会にも浸透させてもらいたいと切に願います。

二つめは、福祉機関などとの恒常的な連携や非採算事件の受任、福祉的活動への対応、そのノウハウの確立などの面で、スタッフ弁護士の役割は極めて重要かつ不可欠です。スタッフ弁護士の採用、研修、情報提供、地方事務所執行部との連携、さらには弁護士会の関係委員会での積極的活動を保障し、奨励すべきです。

三つめに、一般契約弁護士等がこうした活動に参加しやすい環境づくりです。特に、専門職員との協議など、福祉との連携に要するさまざまな活動への対価を含めて、報酬体系を見直さなければならないと思います。

最後に職員の問題です。現場

における連携のつなぎ役として、法テラスの地方事務所職員の役割は大変に重要です。たとえばソーシャルワーカーの資格を持つ常勤職員など、福祉に習熟した職員の採用、養成、研修、配置が必要だと痛感しています。

○織田 本日、さまざまな立場の方の見方がわかり、何とかしていきたいという共通認識をひしひしと感じました。それを軸に試行錯誤をやるしかないという気持ちになりました。個別事案の解決はもちろん、それとはまた別に情報提供や法制度の説明など広く人々に知っていただくツールのところで、今後工夫をしていく余地があるなと思いました。

○村山 埼玉の出張相談については後任者が引き継いでくれており、いまは対象となる市町村を拡大中と聞いています。東京のホットラインについては、地域ごと、月ごとに利用数の波があるので、さらに利用しやすく工夫する必要があると思っています。最後に、地域包括支援センターとの協働の中では、「客

観的には何らかの支援が必要だけど本人にそれを受け入れる気持ちがない」というケースの相談をよく受けるようになりました。これは、紛争が熟する前の早期の段階でご相談いただけるようになってきた成果だと感じます。ただその一方で、弁護士は代理人でもなく、裁判所から選任された後見人でもないとなると、思うように動けません。それでも本人のために何らかの法的支援をしなければいけないというとき、どのような形でお役に立てるのか、この点をきちんと整理して対応できるようにしていければいいのかなと思っています。

○永由 福祉の現場で弁護士の方と関わる機会は稀でしたが、法テラスは公的な機関でもありますので、私ども行政としても連携しやすい。他の自治体から「新宿はいいね」などといわれています。法的な支援を必要とする人は増えています。法テラスが、新宿区との連携のようなことを全体に広げるのか、自治体からいえば法テラスを受け皿

■相原 佳子
法テラス本部事務局長





のひとつとして考えてよいのかというところの展望、土台を作っていただけるとありがたいです。

○吉岡 ネットワーク研究においてはネットワークはもともと動的なものですので、その形成、変容というプロセスを測定するのが難しいといわれています。ですから、法テラス高知において人的異動があってもネットワークがうまく機能していることに非常に関心を持ちました。全国組織である法テラスは、各地のネットワークの実践例と経年変化を集約し、そのノウハウを広く社会に公開したりモデルを開発するなどして、地域社会におけるネットワーキングをコーディネートしていく、そういう可能性を持っていると思います。

ところで、わが国では弁護士都都市部への集中、偏在が顕著で、地域によってリーガルサー

ビスの環境が大きく異なっています。今日紹介された福岡、愛知、岐阜や高知などの成果をもっと法テラス内部で共有したり、モデルを開発したりということがされてもいいのではと思います。スタッフ弁護士の活動にも同様なことがいえますので、特に困難な状況や試行錯誤の末に生まれたようなものはもっと内部で共有したらよいと思います。また、法テラスは現場の職員とさまざまな出身団体からの出向者によって運営されていますが、それが独創的なアイデアを生み出す母体となっています。出身によって身につけているカルチャー、見立てやフレームワークが異なるのですが、そういったものが結集して、困難な状況を切り開いておられるので、そのような点を大事にされたいのではないかと思います。

○松本 いくつか課題も提示されましたが、それらは基礎的な連携を組み上げたうえでの応用編であり、連携を始めたばかりであったり、まだ踏み出せない方たちにとって、それが重くのしかかるものであって欲しくない、始める前から無理だと諦めないでいただきたいと思います。私のような少し離れた立場から見ますと、大きな連携のうねりが動き出しそれが周りに影響を与え始めていると感じます。法務省としても、中央レベルでの連携に参加し、それが地方にも広まっていくことで、各地の連携のバックアップや推進力になればうれしく思います。

○司会 本日は貴重なご意見をいただきどうもありがとうございました。

以上

特集Ⅰ 取組み事例の紹介

事例1

DVD「こんな時、まずは法テラスへ

—法的救済への道のりが遠い人々への支援— 法テラス札幌

◎高齢のタキさん主役のアニメーションDVD

78歳のタキさんが機転を利かせ、日常の中で出会う高齢者をターゲットにした「母さん助けて詐欺」「押し買い」などの手口に対処していく、ストーリー仕立てのアニメーション映像を収録したDVD。法テラスでは、平成25年度の活動目標に「高齢者・障がい者支援」を掲げており、法テラス札幌は、高齢者支援に携わる福祉関係者などをターゲットに本DVDを作成した。

タキさんに降りかかるあの手この手の詐欺に、視聴者側も「自分もだまされるかも」という不安感をかきたてられる。雨のように降ってくる「〇〇詐欺」の文字から、「こんな時は、法テラスへ電話してください」と法テラスのロゴである黄色い傘が守ってくれるシーンは印象的だ。

18分という映写時間は、口頭説明や質疑応答を加えても1時間程度のコンパクトな業務説明会に収まるようにと設計されている。

◎法テラスをわかりやすく印象づける

法テラス札幌が毎年開催する関係機関協議会（地方協議会）では、参加団体から「法テラスをどう活用したらよいのか」といったベーシックな質問が頻出していた。資料を作っても質問の手があがる。また、会議そのものへの参加者数が減ってきていた。

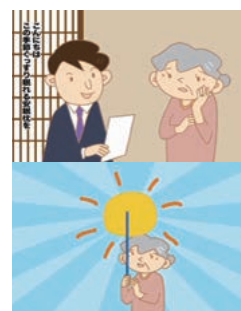
そうした中、関係機関へのアンケートや聞き取りから、まだまだ法テラスについて知られていないことや、地方協議会で説明しても参加した担当者レベルで情報がストップしていることがわかってきた。これまでの文字情報に頼った説明ではなく、参加者にビビッドに「法テラスはなんだか見えそう」

と印象付けることが必要なのではないか。そこから「わかりやすく」「効率的に伝える」伝え方を工夫することへ結びついた。

◎連携への第一歩

本DVDを使った業務説明会を行ってから、内容に対するアンケート評価で95%が「とてもよかった」と回答している。特にケースワーカーや福祉職の方からの反応がよい。連携へのスタート地点は、イメージをつかんでもらえること。ここから具体的な連携への第一歩がはじまる。上映後は多数の参加機関から個別の業務説明会の要望が寄せられた。また、高齢者向けの「振り込め詐欺防止」のポスターに法テラスの名前を入れさせてほしいと北海道警察からのリクエストもある。

DVDに戻ろう。タキさんは、将来に備えて成年後見について相談するため、法テラスの出張相談を利用することにした。地域に埋もれたニーズを発見するには、福祉職など関係機関の人たちとの連携が必要だ。DVDはこう締めくくる。「どうつながりかわからない…それも含めてまずは法テラスにお電話ください。関係機関・団体からのご相談をお受けします」。



事例2

「出張協議会」で人々の法的ニーズをキャッチ —法テラス鳥取

◎アウトリーチ型地方協議会

法テラス鳥取では、平成24年から年3回、県内の町を対象に、法テラスが出張して行なう「出張協議会（地方協議会）」を開催している。4年をかけて県内14町すべての町で開催する予定だ。

以前の協議会は、年1回鳥取市または米子市を会場に、県全体を対象に参加者を募る形で行っていた。しかしながら関係機関の参加は必ずしも積極的ではなかった。背景には、法テラスの名は知っていても利用するメリットが理解されていないことがあった。鳥取県は人口約60万人、町村部に弁護士は不在だ。町の大半が山間部にあり、面積が広く、交通の便はよいとはいえない。法テラスから片道3時間弱かかる町もあり、法テラスの情報は行き届きにくかった。

協議会は、担当者をとおして人々の、さらには担当者自身の法的ニーズをキャッチできる貴重な機会だ。この機会を生かす実効性のある協議会の開催が必要だった。そこで企画したのが、法テラスが直接出かけて担当者と出会い、法的ニーズに関する提案に結びつけるアウトリーチ型の地方協議会「出張協議会」だ。

◎協議会の中で法的ニーズが顕在化

出張協議会の開催は、福祉部門などの担当窓口に対する電話営業から始まる。資料を送り、法テラスの説明や開催の意義などを理解してもらうまでに5、6回のやり取りを経る。やり取りをとおして、出張法律相談や福祉分野での弁護士の利用などに関心を持つ担当者も多い。

会場の提供、参加者の募集は町側に担当してもらう。開催テーマは、担当者が関心を持っている内容を設定しており、最近は高齢者・障がい者支援への関心が高いという。

協議会においては、テーマに沿いながら業務の

説明、スタッフ弁護士による事例紹介と展開する。質疑応答では、「こんなことも聞いていいんだ」と、質問や意見がどんどん出され、時間が足りないこともしばしばだ。県西部での協議会では、西部地域に法テラスの拠点がないことで不便を感じるなどの意見がよく出される。まさに支援の現場での悩みや疑問が、法的ニーズとして顕在化していく。

◎法的支援のネットワークが人々への法的サービスに資する

協議会後は、民生委員向けの研修会の依頼を受けるなど、町や担当者とのネットワークの広がりが生まれてきた。さらなる関係の継続のための取組みとして、協議会を開催した町では、翌年の法テラスの日（4月10日）に「巡回相談会」を開催する。事前の町内放送や広報誌による周知と、相談会場の提供を町が担う。法律相談担当者の確保と受付などは法テラス職員が行なう。町、法テラスが共催することで、人々は安心して法的サービスを利用できる。

今後は、出張協議会、巡回相談会をとおしてつながった機関との継続的な関係を、どのようにしたら維持できるのか、そのスキーム作りが課題だ。



事例3

課題と強みを共有する「分科会」 —法テラス高知

法テラス高知では、スタッフ弁護士を含めた法律事務所と地方事務所が組織として一体となって関係機関との連携に取り組んでいる。担当者が変わっても途切れない連携体制は、複雑なトラブルを抱えた人への充実した支援に結びついている。

◎ニーズに応じたサービスの提供

法テラス高知の特徴的な取組みとして、4年前に始まった地方協議会の「分科会」があげられる。法テラス高知の地方協議会は、本所がある高知と司法過疎対策事務所が設置されている安芸、中村、須崎の各地で全体会が2年に1度開催され、さらに必要に応じて「分科会」が開催されている。

分科会は、関係機関が課題としているテーマに沿って実施する。たとえば子どもへの支援や高齢者・障がい者への支援、刑事収容施設からの出所者の地域定着支援など、開催前のアンケートで出たテーマに沿って、内容をスタッフ弁護士や事務局長が何度も打ち合わせる。これは参加する関係機関の担当者にとって有益な場にしたいという事務局長の強い思いから始まった。同じ問題を抱える行政や福祉、NPOなど各団体が意見を交わすことができ、それぞれの課題と強みを共有できる場として、有効に活用されている。

また、分科会に出席した関係機関の担当者から、業務説明会の依頼を受けることも多い。事務局長はその機関が抱える悩みをていねいに聞きとり、問題の解決方法をスタッフ弁護士と打ち合わせ、必要に応じて地元の弁護士会など他の団体とも情報交換をしたのち、当日を迎える。

法テラス高知が関係機関のニーズに応じたサービスを提供できるのは、地方事務所と法律事務所が密接に情報交換をしていることが理由のひとつである。

◎途切れない連携の輪

法テラス高知から約500メートルの距離に、犯罪被害者からの相談を受け、裁判への被害者参加の付添支援などを行う認定NPO法人こうち被害者支援センターがある。同センターとの連携制度の確立は、法テラス高知における組織間の連携の代表例である。

それまで、法テラスと同センターの支援を希望する人は、それぞれに問い合わせをしなければならず、相談窓口で辛い経験を何度も話すことによる精神的負担や時間的な負担がかかっていた。その不便さを改善しようと、法テラスはセンターに連携を持ちかけた。それによりセンター職員が問い合わせの内容から、「法的手続きをとることで解決する問題を抱えているか」「法テラスの利用が必要な経済的事情があるか」を判断していただくことで、ワンストップで法テラスにつながる仕組みが確立した。

現在でも、相談事例の検討会や協議会を年に8回開催し、双方の情報を共有することで、途切れない支援を続けることができている。



福祉担当者のための「ダイレクト連携相談ダイヤル」
—法テラス千葉法律事務所

◎無料で、電話で、気軽に情報提供

7名のスタッフ弁護士を擁する法テラス千葉法律事務所は、全国の法テラス法律事務所の中でも弁護士が多い事務所のひとつだ。豊富な人的資源を強みに、福祉機関との連携の取組みに力を入れている。その取組みのひとつが「ダイレクト連携相談ダイヤル」だ。

サービスの対象者は行政や施設などの福祉担当者。担当者が直面する、「これは法的な問題だろうか」「この法制度を支援者にどう説明すればよいだろうか」といった疑問や悩みについて、電話で問い合わせしていただき、スタッフ弁護士が法律専門家として役立つ情報提供を無料で行うサービス。

利用の仕方は、まず専用ダイヤルに電話していただく。法テラス千葉法律事務所職員が受電し問い合わせ内容を聞き取る。その後3営業日程度でスタッフ弁護士が折り返し福祉担当者へ電話をし、適切な情報をお伝えする。

法律相談が必要なケースは、県の弁護士会や法テラス千葉のセンター相談などを案内する。法律相談が必要なものの、障がいや高齢であるなどの理由で自分で相談に赴けないケースについては、スタッフ弁護士が直接出向く出張相談を行なうこともある。

平成25年度の連携相談ダイヤルの利用実績は約120件。現在週に2～3件の問い合わせがあり、着実に利用者は増えている。

◎「出張講演・出張講義」で顔の見える
関係づくり

都市部の印象が強い千葉県だが、都市から離れた地域では弁護士が少なかったり不在である地域はまだ多い。福祉担当者は相談できる場所がなく、法律相談のニーズが埋もれていた。そこで、どこからでも電話で法的な情報提供が受けられるという「手軽さ」と、「弁護士にこんなことも聞けるのか」

という「気軽さ」が、連携相談ダイヤルのリピーター率の高さの要因となっている。

一方で、スタッフ弁護士は関係機関や学校向けの「出張講演・出張講義」も精力的に行っている。関係機関向けの業務説明会のほか、一般の方向けに相続や成年後見など身近な法律問題をテーマとした講演。定時制高校でも社会で役に立つ法律知識の講演を行なう。パワーポイントや寸劇などを取り入れた講演・講義は依頼が多く、少なくとも月に1～2回は開催している。

こうした取組みを通して、法テラスの認知度はあがってきている。関係機関、福祉担当者と顔が見える関係が構築されて、さらに福祉担当者に「ダイレクト連携相談ダイヤル」への利用にも結びついているようだ。

法テラス千葉法律事務所の取組みは、弁護士や法律専門家に対する心理的障害を取り除き、福祉担当者や関係機関が気軽に法律専門家に相談できる、利用できる関係づくりを築いているといえるだろう。

[illegible]